

平成28年12月22日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 友廣秀敏
次 長 江上新治
議事係 長 吉永和彦
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	前	田	美
教	育	浦	郷	究
副	教 育	浅	井	雅
技	監	松	尾	司
総	務 部	北	川	政
企	画 財 政 部	平	川	次
営	業 部 理 事	千	賀	剛
営	業 部 理 事	小	田	耕
く	ら し 部	大	宅	敬
く	ら し 部 理 事	井	上	将
こ	ども 教 育 部	諸	岡	隆
こ	ども 教 育 部 理 事	水	町	直
ま	ち づ く り 部	古	川	清
山	内 支 所	橋	口	一
北	方 支 所	岩	瀬	
会	計 管 理 者	中	野	博
上	下 水 道 部	笠	原	孝
総	務 課	川	久 保	和
財	政 課	松	尾	
企	画 課	古	賀	龍
選	挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	神	宮	一
監	査 委 員 会 事 務 局 長	末	藤	勇
農	業 委 員 会 事 務 局 長	永	尾	淳

議 事 日 程 第 7 号

12月22日（木）10時開議

日程第1	第87号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第88号議案	武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	請願第4号	「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願（総務常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第89号議案	武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第90号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第92号議案	平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第85号議案	武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第86号議案	武雄市都市下水路条例（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第93号議案	平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第3回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第94号議案	平成28年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第95号議案	平成28年度武雄市水道事業会計補正予算（第2回）（産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第12	第91号議案	平成28年度武雄市一般会計補正予算（第9回）（所管常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第13	第96号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第14		閉会中継続審査申出について（請願第3号）（議決）
日程第15		閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）（議決）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第96号議案を追加上程いたします。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～日程第3 第87号議案～請願第4号

日程第1. 第87号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例から、日程第3. 請願第4号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願の3件を一括議題といたします。

以上の3議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

まず、第87号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。それでは、総務常任委員会の委員長報告をいたします。

本委員会に付託されました第87号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、平成29年4月予定の組織見直しに伴い、条例の一部を改正するものであり、企画財政部を企画部に、くらし部を福祉部に改めることとし、また、下水道事業の地方公営企業法適用に伴い上下水道部を削除するとの説明を受けました。

委員からは、組織再編の意図について質疑がありましたが、今回の組織の見直しは、平成30年の新庁舎建設、また昨年8月の組織再編後の各部署からの意見を集約したことを踏まえ、企画部は、従来の企画課、広報課、市民協働課に加え秘書課を配置することで、政策の検討、広報等の迅速化を図り、財政課が持つ予算の編成、検討などのウエイトを鑑みて総務部に財政課を置くことになったという説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第88号議案に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第88号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、上位法である雇用保険法の一部改正に伴うもので、具体的には、65歳以降に新たに雇用された者でも雇用保険の給付ができるようになった高齢者に対する適用範囲の拡大と、今まであった広域求職活動費に加え、職業安定所から指導された職業訓練や求職

活動をしやすくするための費用も給付される制度が新設されるとの説明を受けました。

なお、施行日は、法改正施行日に合わせ、平成 29 年 1 月 1 日としたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第 4 号に対する報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第 4 号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願について、審査の経過と結果を申し上げます。

本請願の経緯として、平成 26 年 6 月議会の一般質問期間中における、議会、及びブログやフェイスブックでの、樋渡前市長の発言を発端とされた裁判の判決により、武雄市が支払った損害賠償金 36 万 2,483 円を、樋渡前市長に求めるよう求償権を行使してほしい旨の請願でありました。

判決では、その発言は樋渡氏個人の発言ではなく、武雄市長として、議会答弁の一環として行ったものと裁判所が認めたものであり、樋渡氏が支払うものではないと判断されております。

市としては、ことし 6 月 14 日の一般質問で、江原議員の質問に対し北川総務部長が答弁されたとおり、国家賠償法第 1 条第 2 項に示されている重大な過失ではないと判断をされて、求償権の行使はなされておられません。

委員会として、裁判所の判決と、重大な過失に当たるかどうかを、慎重に審査した結果、賛成少数で不採択と決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

委員長にお尋ねをしますが、賛成少数という報告ですが、委員会の中で賛否両論、審議されたようですが、その賛成の意見等について——反対の意見については委員長が今申されましたけれども、賛成等の含みもあって審議されているようでもありますので、両論含めて御説明いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

今、申したとおりですね、重大な過失があったかどうかというようなところを捉えて、また、樋渡氏の負担がどうなのかということで検討しまして、賛成者の意見としては賛成討論もありませんでしたし、反対討論もありませんでしたけれども、判決文の説明を受けたのですが、樋渡氏は樋渡氏個人としての賠償をしておられます。

そういうことで市の負担、樋渡氏の負担というのも、ちゃんと判決では分かれておりますし、何ら過失はないということで反対者はそういうふうになったようでございますけれども、賛成者の特段の意見は、云々だから賛成だという意見はあっておりません。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

この間ですね、武雄市議会の中の常任委員会の、あるいは決算審査の中での、この採決の流れからいきまして、私が所属する福祉文教常任委員会でも、あるいは 11 月の決算審査特別委員会の中でも、またその前の各常任委員会の中でも委員の中から議案に対して反対、理由を述べると、述べなければ正しくないという運営をされているようであります。私もさきの福祉常任委員会、あるいは決算審査特別委員会、この間理由を述べて反対をしてきました。

今回の付託されたこの請願第 4 号について、委員長自身としてちゃんと反対討論を求められたんですか。いかがですか。

○議長（杉原豊喜君）

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

反対討論、賛成討論、当然求めました。しかし討論はありませんでした。ただ、私もそこでなかったものの、反対の意見としてはですね、委員会の審査の中で、ああ、こういうことだと私は判断いたしましたけれども、特段その後は求めておりません。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

それはおかしいですよ。（「自分がおかしかごとくいようろうもん」と呼ぶ者あり）私が所属する委員会では、この間、反対の理由がない限り、あるいはこの本会議場でも反対する場合は、ちゃんと反対理由を申し述べて言う……（発言する者あり）言われています。

では今、委員長申されましたけれど、委員長として反対討論がないのを議事進行で進めることは、私はおかしいと思います。委員長としてちゃんと反対討論をなぜ求めなかったのですか。（「言うたって言うたろうもん」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

求めましたけれども——討論の場をちゃんと求めましたけども、委員からは出ませんでしたということで、私がそれをなし出さなかったのかということにはならないと思います。

以上です。（「そしたら私もそれに倣うよ」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。（「私もそれに倣いますってそがんことじゃいかんばい。ルールはルールで守らんと」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）静かに。静かに。（「あなたたちが守ってない」と呼ぶ者あり）静かに。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 87 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 88 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 88 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第 4 号に対する討論を求めます。（発言する者あり）

反対の……（発言する者あり）。賛成の討論——はい。賛成のほうから。少数のほうから。

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

求償権を求める請願について賛成の立場で討論させていただきます。

その重大な過失がなかったと、業務——まあ一つの、メールのほうは個人で賠償されております。もう一つは議会での発言が名誉毀損になっていると。名誉毀損にはなっているけど、それは議会中の発言で、公務だって。こういう判断ですね。でも、これは故意にですよ、何

回もそのことをですよ、10回とか何回も言うから結局名誉毀損的になっているわけなんですよね。1回言えば何も名誉毀損の話にはなっていないわけなんですよ。

だから、そういう、故意に基づいてしてあるというのは、本人の落ち度というか、そこを利用した中傷っていうのですかね、そこを利用したちゅうことでありますので、その責任はですね、その発言した前市長にとってもらわなくてはいけないというふうに思います。

以上のようなことから賛成といたします。

○議長（杉原豊喜君）

4番山口 等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

おはようございます。請願第4号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の件で、委員長報告にも先ほどありましたように、前市長の議会中の発言は公務中のことであり、前市長個人に責任はないと考えます。このことは裁判所の判断でも示されております。

また、原告側が求めていた謝罪広告についても、必要がないという判断が下されております。重大な過失でないと判断されています。よって、前市長に対し求償権を行使するべきでないと考え、反対の討論といたします。議員各位の御賛同よろしく申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

討論をとどめます。

これより請願第4号を採決いたします。本案は起立により採決をいたします。本案に対する委員長報告は不採択であります。委員長の報告についての採決ではなく、請願原案について採決を行います。

お諮りいたします。請願第4号 「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願を、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決しました。

日程第4～日程第6 第89号議案～第92号議案

日程第4. 第89号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例から、日程第6. 第92号議案 平成28年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）までの3件を一括議題といたします。

以上の3議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 89 号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。福祉文教常任委員会に付託されました第 89 号議案から——何号ですかね、これは。

○議長（杉原豊喜君）

92 号。

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）（続）

92 号まで。真っすぐ行っていいですか。

○議長（杉原豊喜君）

1 つずつ。

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）（続）

わかりました。

それでは、第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の一部改正は、こども図書館建設に伴い、現在の武雄市図書館・歴史資料館設置条例第 4 条第 1 号に規定してあります、図書館・歴史資料館の施設である図書館に、ア、本館、イ、こども図書館を追加するものとのこととございます。

なお、施行期日は、開館に合わせて平成 29 年 10 月 1 日とされております。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

賛成多数ということは反対があったちゅうことで、その反対の理由は何だったかというのをちょっとお尋ねしたいですし、もう一つはですね、私の——まあ疑問というか、名前も結構大切ですよ。私、飛龍窯公園でいいんじゃないかと言うたら、いや、竹古場キルンの森ってつけんといかんと。いや、なかなかみんな使わんですよというふうな感じで、そういうのもあったし、この図書館についても、じゃあ図書館でいいんじゃないかって、いや、丸ポツを、丸黒点をつけて歴史資料館にせんといかんと言うけど、実際はあんまり使われてないですよ、はっきり言って。

今度もですよ、結局、武雄市図書館・歴史資料館っていう中に、本館とこども館ならわかるんですけども、こども図書館てしたら市民に誤解を与えて、2 つになるような感じするんですけど、そういう議論はなかったかの 2 点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第1点目の反対の理由としてですね、なかなかわかりにくい反対なんですね。というのは、本館とこども図書館という名称ですが、条例の流れからいまして、武雄市図書館・歴史資料館の中にこども図書館という文言は、条例上、図書館というのが重なるわけで問題があるわけではないんですけどもと言いながら、これで反対なんです。

2点目がですね、こども図書館の設計上不備があるんじゃないかと。それは防護柵も設けられていますが、設計上やはり問題がある。中身が全くわからないと、反対なんです。

3つ目、教育施設の中にレストラン、厨房を設けることは教育施設にふさわしくないと言わざるを得ませんって、では、小学校に調理室がないかと。ありますよね。全くその——反対の理由になってないんです。それで反対なんです。

もう一つの分については、確かにその名前についていろいろと論議をなされましたけれども、名称を最終的に何とか考えたいですねっていうところまでは話をしましたけれども、結論には至っておりません。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

次に、第90号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第90号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査の経過と結果を申し上げます。

今回の一部改正は、小中学生の医療費の助成方法の変更に伴う改正であり、現行では、小中学生の医療費については、医療機関受診時に保護者が3割の一部負担金を支払い、その後、市へ助成申請を行う償還払い制度となっているのを、平成29年4月より現物給付化、つまり保護者が医療機関窓口で支払う自己負担額については、診療報酬明細書ごとに1カ月1,000円を支払い、市が保護者に助成していた分については、直接医療機関へ支払う方法に変更するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第92号議案に対する報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第 92 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

11 款 1 項 1 目．一般被保険者保険税還付金で 150 万円を計上してあるのは、国保加入者の社会保険への移行や、転出に伴う還付金の増によるものです。

同じく 5 目の償還金で 566 万 7,000 円を計上してあるのは、平成 27 年度の療養給付費負担金が確定したことにより超過交付分の返還に伴う増額です。これらの財源については、3 款 1 項 1 目．後期高齢者支援金から 716 万 7,000 円を減額し、予算組替えによる調整を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 89 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例に反対の討論を申し上げます。

まず第一に、条例の文言についてです。アが本館、イがこども図書館となっています。あえてこども図書館と名称されていますが、言葉の流れからすると、本館の次はこども館というのが妥当ではないでしょうか。

2 つ目に、設計図やパース図を見まして、一部木造、鉄骨造りで、鉄骨の柱がたくさん設計されておりまして。キッズコーナー、あるいはお話の部屋の間にも、たくさんの鉄骨の柱が林立しています。こども図書館と言うなら——危険性を除去するためにはこれは紛れもなく本来空間ではないでしょうか。こういう設計図が進行してるわけでありまして。

4 年前、リニューアルする中で、こどもコーナーにあったお話の部屋がなくなりました。このこども図書館建設に設置はされていません。あるのはレストランがあり、厨房が 2 つも設置されているではありませんか。これがこども図書館でしょうか。公共施設の教育施設にふさわしくないし、一方で民業圧迫にもつながるのではありませんか。

平成 24 年 5 月 4 日に、東京の C C C 本社で猪突に記者会見されて、今まであった武雄市図書館・歴史資料館、まして歴史の宝庫である蘭学館がレンタル店に変更されました。そう

いう経過を踏まえて考えるなら、あのリニューアルに4億5,000万円かけ、さらにまた、こども図書館建設に4億5,000万円もかけてつくられている。合計9億円もの建設費が投じられています。

私は、この間の武雄市図書館・歴史資料館の経過を見るなら――さきの一般質問の中で、CCCのレンタル店を学習コーナーに急遽申し出をするという市長答弁がありました。びっくりであります。まさにリニューアルしたことそのものがおかしかったのではないかと指摘せざるを得ません。

今回のこども図書館は、以前あったこどもコーナー、こども図書館コーナーがふさわしかったのではないかと申し上げ、指摘をして反対の討論にかえるものであります。（「こども図書館コーナーってそがんとなかったろうもん、理由になっとらんやんか」と呼ぶ者あり）

○議長（杉原豊喜君）

静かに。11番山口裕子議員

○11番（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。第89号議案、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、こども図書館に対しての、いろいろな反対を述べられましたが、第89号議案は条例を改正する議案であります。よりまして、施設である図書館・歴史資料館に本館、こども図書館を追加するのことに關しては、委員会において何ら問題はないということを確認いたしましたので、皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第90号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第90号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第90号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第92号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 92 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 92 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 7～日程第 11 第 85 号議案～第 95 号議案

日程第 7. 第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例から、日程第 11. 第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）までの 5 件を一括議題といたします。

以上の 5 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過、並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 85 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例改正は、平成 29 年 4 月からの下水道事業について、地方公営企業法の適用に伴い、官庁会計方式から企業会計方式に移行するため、関係条例の整備を行っているとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 86 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 86 号議案 武雄市都市下水路条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

下水道条例の中に、もともと都市下水路の内容が組み込まれていたため、第 85 号議案でありましたように、下水道が企業会計になりますと、都市下水路の事業は一般会計で行っているため、条例等において管理者が異なってくるとのことでした。そのため、市長が行う事業として都市下水路事業を位置づけるために、条例を新設するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第93号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第93号議案 平成28年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

2款2項1目、農業集落排水事業費の15節工事請負費は、鳥海地区浄化センターの流入ポンプの交換など、指定寄附金を財源として鳥海地区の農集排施設の整備更新を行うものとのことでした。

また、3款1項の公債費は、27年度借入れ分について、当初の見込みより低利での借入れとなったための償還金利子の減額とのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第94号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第94号議案 平成28年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第2回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出については、FⅡ2節を今年度下期に追加開催することに伴う経費の増加が主な内容でした。

1款2項1目、競輪開催費の19節場外開催費のマイナス6,552万1,000円は、主に記念競輪の売り上げを当初予算では60億としていながら、目標額を55億と見込んだために、売り上げの減に伴う減額補正とのことで、委員からも減の分析をどう捉えているかとの質疑がありました。

歳入については、FⅡナイターやミッドナイトの売上増は見込めるものの、全体としては当初予算額の107億円の水準を上回らないものと判断し、歳入における車券発売金の増額は行わないとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 95 号議案に対する報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

収益的収入の 1 款 2 項 2 目、他会計補助金のうち、水道料の高料金対策補助金の算定基礎となる資本費が、1 立方メートル当たり 164 円から 146 円に改定されたことによる増額分 1,312 万 6,000 円を増額するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については、議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 85 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 86 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 93 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 93 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 94 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 12 第 91 号議案

日程第 12. 第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。本案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務常任委員長にその審査の経過、並びに結果について報告を求めます。末藤総務常任委員長

○総務常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

まず、歳出については、山内支所非常放送設備改修工事、財政調整基金積立、がんばる地域応援事業補助金、水防出動手当などが主な補正内容でございました。

財政調整基金積立については、指定寄附金の一部を積み立てるもので、山内町出身の方からいただいた寄附金 1,000 万円が、山内町の農村環境保全、やりがいのある農業の確立を目的としたものだったため、一部を山内町の農業集落排水事業施設整備費に充当し、一部を基金に積み立てるとの説明を受けました。

がんばる地域応援事業補助金については、地域から多くの要望があり、5月の募集開始からすぐに申請額が限度額に達し、その後も数件の問い合わせがあったため、追加補正を行いたいとの説明がありました。

委員からは、町別にバランスよく活用されているか、との質疑がございましたが、本事業はNPO団体なども対象とされており、市全体を考えた地域にとられない制度であるため、町によってはバラつきがあるが、来年度は地域に平等になりやすい補助金にできるよう検討をするという回答がございました。

歳入については、財源調整として公共施設整備基金から3,000万円を繰り入れ、土木施設災害復旧費に充当するとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。山口昌宏福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（山口昌宏君）〔登壇〕

第91号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

3款2項1目19節の負担金補助及び交付金で、284万3,000円を計上してあるのは、高齢者施設等の防犯対策強化を目的とした事業であり、非常通報装置や防犯カメラ、外構整備等が対象となり、市内公的介護施設4カ所、及び地域共生ステーション1カ所から設置の要望があつているとのこととございます。

10款5項4目の図書館費で、106万円を計上してあるのは、現図書館・歴史資料館の駐車場不足に加え、こども図書館工事中、及び来年のオープン後の更なる駐車場不足を解消するために、周辺駐車場案内マップの作製費6万円、15節工事請負費に、文化会館及び競輪場の駐車場が、図書館駐車場としても利用できる旨の表示看板と駐車場への誘導看板、それらをわかりやすく案内する周辺駐車場案内看板などの設置工事費として100万円を予定しているとのこととございます。

10款6項2目13節の委託料で、体育施設利用状況確認システム導入委託料として204万2,000円を計上してあるのは、市内の主な体育施設の利用状況の確認が、インターネットを通じてできるシステムを構築するための費用としての説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。上田産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第91号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算（第9回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

6款1項3目、農業振興費の19節、集落営農法人育成加速化対策事業費補助金については、集落営農法人が法人設立初期の1年間に支出する経費に対する県の補助金とのことでした。

委員からは、経費に対する支出も必要ではあるが、集落営農の法人化に対するメリット、デメリットの説明等も必要ではないかとの意見があり、執行部からは、法人化のメリットを伝えながら、また法人として立ち上げるまでの支援をどういうふうに行うのかということ、地域の皆さんと話していきたいという回答がありました。

同じく6款1項3目、農業振興費の19節、タマネギべと病緊急特別対策事業費補助金については、近年、タマネギに大きな被害を及ぼしているべと病の防除対策として、農家の取り組みを支援する県の補助事業であるとのことでした。武雄市においても、タマネギの収穫量が昨年度より減少したとの説明を受けました。事業内容としては、JAや集荷業者、農業者が組織する団体等がマンゼブ剤を共同購入し、一斉防除を指導する取り組みに対して補助を行うものであるとのことでした。

8款5項1目、住宅管理費の住宅建築物安全ストック形成事業については、昭和56年以前に個人が所有した木造住宅の耐震診断に係る費用に対して、国・県・市が補助を行う新規事業とのことでした。

委員からは、ほとんどの住宅が対象となるのではないか、という意見もあり、今年度は30件の補助を予定しており、平成30年度までは、県・市において上乗せ補助を行っていくとの説明を受けました。

11款2項1目、白岩運動公園施設災害復旧工事は、今年度6月の豪雨に伴う土木施設災害復旧費とのことで、白岩運動公園内にあるため池の堤防が決壊し、雨水及び土砂が流出し、下流域の住宅地や県道へ流れ込む被害があっており、ため池復旧と水路整備に関する災害復旧が急務となっているとのことでした。工事は来年の梅雨前の5月中に終了とのことで、今後いろんな大会等も予定されておりますので、関係機関と調整しながら工事を進めていきたいとのことでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 91 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。第 91 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 91 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 91 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 13 第 96 号議案

日程第 13. 第 96 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

おはようございます。第 96 号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員であります犬走智英氏の任期が、来年 1 月 31 日をもって満了いたします。つきましては、引き続き犬走氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。犬走氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

本案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより採決を行います。第 96 号議案 教育委員会委員の任命については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 96 号議案、すなわち犬走智英氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第 14 閉会中継続審査申出について（請願第 3 号）

日程第 14. 閉会中継続審査申出についてを議題といたします。

福祉文教常任委員長から、審査中の請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書については、今後引き続き検討を要するとのことで、武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。福祉文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、請願第 3 号は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 15 閉会中継続調査申出について（各委員会調査事件）

日程第 15. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年 12 月武雄市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

閉 会 10時50分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原豊喜

〃 副議長 吉川里己

〃 議員 山崎鉄好

〃 議員 吉原武藤

〃 議員 牟田勝浩

会議録調製者 友廣秀敏

